

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会)

ページ
一

号外 (一) 平成十九年六月一日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十六号

岐阜県選挙執行規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤久子

目次中「第一章の二 選挙長等の告示(第一条の二)」を

「第一章の二 衆議院議員

おける郵便

する日(第一

第一章の三 選挙長等の

又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙に

等による在外投票の投票用紙等を発送す

る日(第一

章の二)を

第一章の二を第一章の三とし、第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等に

よる在外投票の投票用紙等を発送する日

(在外投票の投票用紙等を発送する日)

第一条の二 在外選挙執行規則(平成十一年一月二十六日自治省令第二号)第二十三条

第三号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次

の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 九月十六日から翌年の三月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の三月十六日、三月十六日からその年の九月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の九月十六日

二 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第三十三条の二第二項又は第四項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日のいずれか遅い日

三 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第三十三条の二第一項の規定により行われる場合又は衆議院議員若しくは参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

2 法第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第一号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由」と、同項第二号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は第四項に規定する遅い方の事由」と、同項第三号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第五項に規定する遅い方の事由」とする。

附 則

この規程は、平成十九年六月一日から施行する。

平成十九年六月一日印刷
平成十九年六月一日発行

発 行 者 岐阜市数田南二丁目一番一 号
岐 阜 県 岐 阜 市
岐 阜 県 岐 阜 市
岐 阜 県 岐 阜 市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四 八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）